

寺院の適切な管理運営について

- ▷宗門総合振興計画の一環として
- ▷「寺院運営について」の説明会を実施した背景
- ▷求められる適切な寺院運営

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

▽宗門総合振興計画の一環として

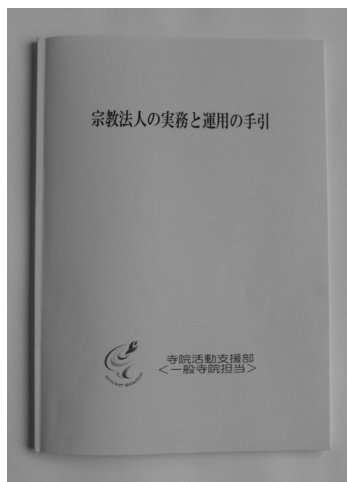
宗門では、宗門総合振興計画の重点項目6に掲げる「組織の役割の確認」の推進事項(9)「寺院の現状把握と自己診断につとめ、各寺院で必要とされる活動の展開について、専門的立場から支援を行う」における「②寺院・門徒・地域の活性化促進のため、各寺院が置かれる現状の把握と自己診断を行い、その結果を基に専門的な支援を行う」の一環として、宗教法人法に基づく、一般寺院における適切な管理運営の啓蒙・普及のための仕組みづくりをめざしています。

その取り組みにおいて、平成28年度に実施した「第10回宗勢基本調査教区説明会」に併せて、各寺院が宗教法人法に基づく適切な管理運営を行えるよう、「寺院運営について」をテーマとして全教区、

▽「寺院運営について」の説明会を実施した背景

説明会を実施した理由は、「第10回宗勢基本調査」中間報告『「宗報」(平成28

沖縄特区において説明会を行いました。
また、宗教法人の運営の手引書として、『宗教法人の実務と運用の手引』を作成して、説明会時に配布しました。
この手引書の内容を広く共有するために、今後『宗報』誌面上においてもご紹介させていただきますが、今号ではまず説明会を実施した背景をご説明させていただきます。



年1月号)掲載」において、各寺院の管理運営が適切に行われているとは言い切

れない現状が明らかになったことにより
ます。

さらには、「10年、20年後の日本社会
で求められる僧侶像・寺院像答申書」
（以下、答申書）『宗報』（平成28年11・12
月合併号）に全文掲載）において、「寺院
運営の近代化の必要性」が提唱されてい
ることによります。

この「答申書」を提出した「僧侶育成
体系プロジェクト委員会」では、これか
らの僧侶育成体系を具体化するにあた
り、まず宗門を取り巻く外部環境に関す
る分析を行い、そのうえでこれからの時
代に求められる寺院像、僧侶像の検討が
なされました。

▽求められる適切な寺院運営

宗教法人は、本来の活動からの「宗教
法人収入」は法人税など非課税扱いとな
ります。また、境内地など宗教活動に使
用している不動産に課税される「固定資
産税・都市計画税」なども非課税となり
ます。他にも、宗教法人は公益事業や収

その中で、将来の外部環境の変化によ
る、宗門寺院・僧侶にとつての機会・脅
威として、「寺院運営の近代化の必要性」
があげられました。具体的に「答申書」
では、「曖昧な会計、実態と乖離した寺
院規則等の未整備は今後通用しない恐
れ。法人格を有する組織として、社会通
念上妥当と考えられる一定水準以上の運
営の近代化が求められる」と指摘がなさ
れています。

寺院運営の適正化が求められていると
いうことは、この「答申書」における指
摘に加えて、税法上の優遇措置というこ
とも考慮する必要があります。

益事業が可能であり、公益事業には墓苑
事業や保育所、幼稚園などで非課税扱い
になります。また、収益事業を行った場
合でも「みなし寄付金制度」などが適用
されます。

このように、税法上、宗教法人は「公

益法人等」としての取り扱いを受けてい
ます。このことは、宗教法人の特性が、
非営利性や公益性を含むものと考慮して
とられている措置と理解されています。
こういった宗教法人の特性を考慮し、宗
教法人法は、宗教法人が世俗的な側面で
公益性を有していることの証として、透
明性を確保し、法に定める適正な管理運
営についての責務を果たすよう求めている
のであります。

これらの経緯を踏まえ、透明性の高い
適切な寺院運営の啓蒙・普及のため、次
号以降『宗教法人の実務と運用の手引』
の内容を順次掲載しますので、参照のう
えにご活用いただき、地域や社会における
信頼を得て、これまで以上に宗教活動が
活発になることを期待するものでありま
す。